

石綿障害予防規則の一部を改正する省令案について パブリックコメント案

23. 07. 04 中皮腫・じん肺・アスベストセンター

検討会に提出された「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策検討会報告書」（令和 5 年 6 月 16 日厚生労働省労働基準局安全衛生部）を読むと、問題点がわかります。

（１）「石綿等の湿潤化の処置が義務付けられているが、当該湿潤化が著しく困難な場合」は何か、調査結果が一切示されていません。「誰が、湿潤化が著しく困難な場合」かを決めるのか課題の絞り込みがされていません。課題設定過程の記載がないまま、検討が始まる点が同省令案の一番の問題です。2023 年秋までに、「建設業、解体業、除去業に湿潤化が著しく困難な事例を尋ねるヒアリング・アンケートを至急行い、石綿則改正案に「湿潤化が著しく困難な場合」を 5～10 事案列举し、みなし湿潤化が実施されない様にすべきです。

（２）飛散防止には、隔離、散水、電動工具等複数の対策がある。別の対策で解決可能かを全く検討していない点も報告書の大きな課題です。あと 1 年は再検討すべきです。

（３）文献調査では「アスベスト製品の研磨・切断の論文が確認できなかった」としています。文献調査は「ガラス研磨、舗装ブロック切断、航空機表面研磨、鋳物鉄、金属研磨」など 15 論文中 5 論文は建設業の除塵装置ではない事例です。建設業と思われる 10 論文中 7 論文はコンクリートの研磨、切断における 2022～2010 年の除塵機付き装置の論文です。コンクリートの文献で、アスベストの除塵が十分と言えるのでしょうか？文献のない場合、2023 年に実証実験を行い、アスベストで明らかな除塵効果を示してください。

（４）アスベストの実験にかんしては、チャンバー内で 3 種類 1 回ずつです。回数の少なさが課題です。また、常時湿潤との比較が十分されていないと思います。あと 1 年間、絞り込んだ技術的に困難な事例な事例の中で 5～10 回以上の実験を繰り返して、常時湿潤との比較を十分行い、最大値、最小値、平均値を調査し工具の除塵効果を示す報告書を元に再検討を求めます。

（５）「てばらしが原則で、機械切断を推奨するのではないことを、周知する」という表現が何度もでてくるところに、現場をよく知る工事関係者の危惧を感じます。工期に迫われ、下請けの解体業者が「技術的困難」と（みなしで）決めたら、施主や自治体、周辺住民、に諮らずに密室の現場で機械切断を認める方向を感じます。

（６）技術的困難な事例の工事とする際は、所轄労働基準監督署および自治体環境部に、「散水が技術的に困難事案と理由」として追加の工事訂正書の提出が必要です。